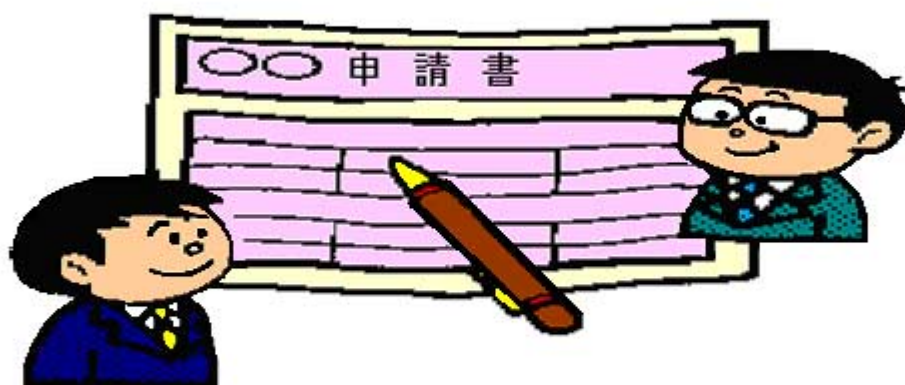


使用済自動車に係る 自動車重量税還付申請書の 記載の手引



還付申請は、解体を事由とする永久抹消登録申請又は解体届出の申請と同時に行います。このため、還付申請は、永久抹消登録申請書や解体届出書の様式の中に還付を受けるために必要な事項を記載して申請することとなります。

目

次

1	還付申請の際に必要な書類等について	1 ページ
2	還付申請書の提出先について	2 ページ
3	還付申請書の具体的な記入例	
(1)	登録自動車の場合	
①	所有者本人が還付申請する場合	
イ	所有者が個人の場合	3 ページ
ロ	所有者が法人の場合	4 ページ
②	代理人が還付申請手続を行う場合	5 ページ
③	代理人が還付金を受領する場合	6 ページ
④	共同所有者が還付申請する場合	7 ページ
⑤	委任状の記入例	9 ページ
(2)	軽自動車の場合	
①	所有者本人が還付申請する場合	
イ	所有者が個人の場合	10 ページ
ロ	所有者が法人の場合	11 ページ
②	代理人が還付申請手続を行う場合	12 ページ
③	代理人が還付金を受領する場合	13 ページ
④	共同所有者が還付申請する場合	14 ページ
⑤	申請依頼書及び委任状の記入例	16 ページ
(3)	共通	
①	還付申請書のOCR読取箇所に氏名などが記入しきれない場合	17 ページ
②	住所や所在地等が住所コード表に無い場合	18 ページ
③	郵便局窓口で還付金の受取りを希望する場合	19 ページ
④	郵便貯金の口座へ還付金の振込みを希望する場合	19 ページ
⑤	交付される自動車重量税還付申請書付表1について	20 ページ
⑥	お問い合わせ先について	21 ページ

1 還付申請の際に必要な書類等について

自動車重量税還付申請書（OCRシート） 登録自動車の場合：第3号様式の3 軽自動車の場合：軽第4号様式の3
《 登録自動車の永久抹消登録申請と同時申請 》 還付申請書に所有者の実印を押印し、その実印の印鑑証明書（発行後3ヵ月以内のもの）を併せて提出することとなります。 《 軽自動車の自動車検査証の返納を伴う解体届出と同時申請 》 還付申請書に所有者及び使用者の押印（法人の場合は代表者の押印）が必要となります。 《 上記以外（ ）の申請 》 還付申請書に所有者の押印（法人の場合は代表者の押印）が必要となります。 「一時抹消登録をしている登録自動車」や「自動車検査証を返納している軽自動車」の解体届出と同時申請する場合。
自動車重量税還付申請書 付表1
<u>還付申請書付表1は、あらかじめ記載して提出する書類ではありません。還付申請書を提出することによって、受付窓口において交付される書類です。</u> (交付される自動車重量税還付申請書付表1：20ページ)
自動車重量税還付申請書 付表2
<ul style="list-style-type: none">・ 還付申請書のOCR読取箇所の<u>記入可能文字数を超える氏名又は名称などである場合に提出</u>することとなります。・ <u>住所又は所在地などが申請場所に備え付けてあるコード表に該当しない場合に提出</u>することとなります。 (記載要領：17ページ及び18ページ)
自動車重量税還付申請書 付表3
<u>共同所有している自動車の還付申請をする場合に提出</u> することとなります。 (記載要領：登録自動車8ページ、軽自動車15ページ)
代理申請に係る委任状
<u>所有者本人以外が還付申請手続きをする場合に提出</u> することとなります。 また、還付申請書に代理人の押印が必要となります。 (記載要領：登録自動車9ページ、軽自動車16ページ)
代理受領に係る委任状
<u>所有者本人以外が還付金を受け取る場合に提出</u> することとなります。 また、委任状は、委任者（所有者本人）による自署及び押印が必要となります。 (記載要領：登録自動車9ページ、軽自動車16ページ)

(参考) 永久抹消登録申請等に必要書類等 (一般的な例)

区 分	手 続	必要となる書類等
登録自動車	永久抹消登録申請と同時申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> 自動車検査証 ナンバープレート前後2枚
	一時抹消登録をしている登録自動車の解体届出と同時申請の場合	一時抹消登録証明書 一時抹消登録証明書(一時抹消登録証明書の交付を受けた後に所有者の変更等が行われているときは自動車登録ファイル)に記載されている所有者と異なる場合は「譲渡証明書」及び「現在の所有者の住民票(発行後3ヵ月以内のもの)」が必要となります。
軽自動車	自動車検査証の返納を伴う解体届出と同時申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> 自動車検査証 ナンバープレート前後2枚
	自動車検査証を返納している軽自動車の解体届出と同時申請の場合	自動車検査証返納証明書 自動車検査証返納証明書(自動車検査証返納証明書の交付を受けた後に所有者の変更等が行われているときは軽自動車検査ファイル)に記載されている所有者と異なる場合は「譲渡証明書」及び「現在の所有者の住民票(発行後3ヵ月以内のもの)」が必要となります。

※ 詳しくは最寄りの運輸支局及び自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会にお問い合わせください。

2 還付申請書の提出先について

還付申請書の様式は、解体を事由とする永久抹消登録申請書又は解体届出書と一体となっています。

還付申請書は、引取業者から使用済自動車が解体された旨の連絡を受けた後、永久抹消登録申請又は解体届出の申請書と同時に申請書に必要な事項を記載して運輸支局等に提出します。

なお、税務署への申請は運輸支局等経由で自動的に行われますので、申請者が税務署へ出向く必要はありません。具体的な申請書の提出先は、道路運送車両法の手続に応じて次のとおりとなります。

区 分	道路運送車両法の手続	還付申請書提出先
登録自動車	永久抹消登録申請	登録自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所
	解体届出	最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所
軽自動車	自動車検査証の返納を伴う解体届出	軽自動車の使用の本拠の位置を管轄する軽自動車検査協会の事務所
	解体届出	最寄りの軽自動車検査協会の事務所

「輸出抹消の場合」や「解体を事由とする永久抹消登録又は解体届出であっても車検残存期間が1ヵ月に満たない場合」は、還付を受けることができませんのでご注意ください。

3 還付申請書の具体的な記入例

【登録自動車の場合】 所有者本人が還付申請する場合（所有者が個人の場合）の記入例

A 使用済自動車	C 振込先口座
自動車登録番号: 品川 5 7 る 1 2 3 4 車台番号: AB 1-1234567 移動報告番号: 123456789123	金融機関名称: 甲乙銀行 支店名: 虎ノ門支店 口座種類: 普通預金 口座番号: 1 2 3 4 5 6 7
B 使用済自動車の所有者	
氏名: 国税 太郎 住所: 東京都千代田区霞が関 3-1-1-101 郵便番号: 100-1111 電話番号: 03-1111-1111	

個人の場合は「1」を記入してください。

該当する項目の口にしを記入してください。以下は永久抹消登録申請の場合の例示です。

第 3 号様式の 3

永久抹消登録申請書 解体届出書 自動車重量税還付申請書

業務種別 出張 処理 制限解除 重量税還付申請の有無 自動車登録番号 品川 5 7 る 1 2 3 4 車台番号 1 2 3 4 5 6 7

自動車重量税還付申請欄 (自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入してください。)

移動報告番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3

氏名又は名称 (法人の場合、組織名と名称の間は1マス空けて記入して下さい) 1 個人 2 法人 1 補完有 漢字補充区分 1 補完有 2 外字有 3 補完、外字毎

コクゼイ タロウ 国税 太郎

住所 住所コードで記入して下さい。 (都道府県市区郡コード - 町村コード - 小字コード) 丁目 ローマ字記入時は漢字をマウスタッチして下さい 1 3 0 0 1 0 0 7 3 - 3 1 - 1 - 1 0 1

郵便番号 1 0 0 - 1 1 1 1 電話番号 (市外局番、市内局番、加入者番号を左詰で記入) 0 3 - 1 1 1 1 - 1 1 1 1

代理受領者有無区分 1 代理受領者なし 共同所有者区分 1 共同所有者有

金融機関種別 1 銀行 2 信用金庫 3 信用組合 4 労働金庫 5 信用農業協同組合連合会 6 農業協同組合 7 信用漁業協同組合連合会 8 漁業協同組合 9 その他

支店種別 1 本店 2 支店 3 出張所 4 代理店 5 本所 6 支所 7 その他

口座種類 1 普通預金 2 当座預金 3 貯蓄準備預金 4 通知預金 5 別段預金 6 貯蓄預金 7 定期預金 8 その他

申請人・届出人 (所有者) 氏名又は名称 国税 太郎 住所 東京都千代田区霞が関 3-1-1-101

申請代理人 氏名 国税 住所 印

代理受領者 氏名又は名称 住所

平成 17 年 5 月 15 日

運輸支局長 殿
運輸監理部長 殿
税務署長 殿
平成 17 年 5 月 16 日

還付を受けようとする金額
自動車重量税還付申請書付表 1 のとおり

永久抹消登録申請の場合は実印になります。

《記入について》

各欄を左詰めで記入してください。
 OCR 読取箇所 (上記の部分) の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。
 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下 7 桁を記入してください。
 移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。
 OCR 読取箇所の住所は、運輸支局や自動車検査登録事務所に備え付けられている住所コードブックにより、該当するコードを記入してください。
 振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。

【登録自動車の場合】 所有者本人が還付申請する場合（所有者が法人の場合）の記入例

A 使用済自動車	C 振込先口座
自動車登録番号: 品川 5 7 る 1 2 3 4 車台番号: AB 1-1234567 移動報告番号: 123456789123	金融機関名称: 甲乙銀行 支店名: 虎ノ門支店 口座種類: 普通預金 口座番号: 1 2 3 4 5 6 7
B 使用済自動車の所有者	
氏名: 国税商事株式会社 代表者 国税 太郎 所在地: 東京都千代田区霞が関 2-1-3 郵便番号: 100-2222 電話番号: 03-1111-2222	

法人の場合は「2」を記入してください。

該当する項目の口にレを記入してください。以下は永久抹消登録申請の場合の例示です。

第 3 号様式の 3

永久抹消登録申請書 解体届出書 **A** 自動車重量税還付申請書

業務種別 出張 処理 制限解除 ⑩重量税還付申請の有無 ⑪自動車登録番号 ⑫車台番号
 7 解体届出 1 訂正 1 全解除 ⑪ 品川 5 7 る 1 2 3 4 1 2 3 4 5 6 7
 9 抹消 2 復元 3 抵当解除 なし ⑫ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3

自動車重量税還付申請欄（自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入してください。）

⑬氏名又は名称 ⑭住所 ⑮郵便番号 ⑯電話番号 ⑰代理受領者有無区分 ⑱共同所有者区分 ⑲自動車登録番号 ⑳車台番号
 2 1 100-2222 03-1111-2222 1 1 品川 5 7 る 1 2 3 4 1 2 3 4 5 6 7
 国税商事株式会社 130010073-2-1-3 100-2222 03-1111-2222 1 1 品川 5 7 る 1 2 3 4 1 2 3 4 5 6 7

⑳金融機関名称 ㉑金融機関種別 ㉒支店種別 ㉓口座種類
 甲乙 1 2 1
 虎ノ門 1 2 1

⑳氏名又は名称 ㉑住所 ㉒郵便番号 ㉓電話番号 ㉔代理受領者有無区分 ㉕共同所有者区分
 氏名又は名称 住所 郵便番号 電話番号 1 1

申請人・届出人 申請代理人
 (所有者) 氏名 住所 住所 代理受領者
 氏名又は名称 国税商事株式会社 代表者 国税 太郎 印 住所 東京都千代田区霞が関 2-1-3 氏名又は名称
 住所 東京都千代田区霞が関 2-1-3 住所

平成 17 年 5 月 15 日 平成 17 年 5 月 16 日
 運輸支局長 殿 運輸監理部長 殿 税務署長 殿
 還付を受けようとする金額 自動車重量税還付申請書付表 1 のとおり

還付金を所有者本人が受け取る場合は「1」を記入してください。

《記入について》

永久抹消登録申請の場合は実印になります。

各欄を左詰めで記入してください。
 OCR 読取箇所（上記の 部分）の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。
 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下 7 桁を記入してください。
 移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。
 住所は必ず登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記入してください。
 OCR 読取箇所の住所は、運輸支局や自動車検査登録事務所に備え付けられている住所コードブックにより、該当するコードを記入してください。
 振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。

【登録自動車の場合】 代理人が還付金を受領する場合の記入例

A 使用済自動車	C 振込先口座
自動車登録番号: 品川 5 7 る 1 2 3 4 車台番号: AB 1-1234567 移動報告番号: 123456789123	金融機関名称: ABC銀行 支店名: 西新橋支店 口座種類: 普通預金 口座番号: 1 2 3 4 5 6 7
B 使用済自動車の所有者	D 代理受領者
氏名: 国税 太郎 住所: 東京都千代田区霞が関 3-1-1-101 郵便番号: 100-1111 電話番号: 03-1111-1111	氏名: 受取 二郎 住所: 東京都港区虎ノ門 2-2-2 郵便番号: 105-4444 電話番号: 03-1111-4444

個人の場合は「1」を記入してください。

該当する項目の口にしを記入してください。以下は永久抹消登録申請の場合の例示です。

第 3 号様式の 3

永久抹消登録申請書 解体届出書 **A** 自動車重量税還付申請書

業務種別 出張 処理 制限解除 重量税還付申請の有無 自動車登録番号 車台番号
 7 解体届出 1 訂正 2 復元 1 全解除 3 抵当権託 なし 品川 5 7 る 1 2 3 4 1 2 3 4 5 6 7

自動車重量税還付申請欄 (自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入してください。) 移動報告番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3

B 氏名又は名称 (法人の場合、組織名と名称の間に1マスあけて記入して下さい) カナ補完区分
 1 個人 2 法人 コクゼイ タロウ 1 補完有

漢字で記入して下さい (氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入。漢字・半角点は一マス目に「ガ」、「ハ」と記入) 漢字補完区分
 1 補完有 2 外字有 3 補完 4 外字有

住所 住所コードで記入して下さい (都、市、町、支庁、郡、村、小字コード) 住所補完区分
 1 3 0 0 1 0 0 7 3 3 1 - 1 - 1 0 1 1 補完有

郵便番号 電話番号 (市外局番、市内局番、加入者番号を左詰で記入) 代理受領者有無区分 共同所有者区分
 1 0 0 - 1 1 1 1 0 3 1 1 1 1 - 1 1 1 1 1 代理受領者なし 1 共同所有者有

金融機関名称 金融機関種別 支店種別 口座種類
 ABC 1 郵便局 2 銀行 3 信用組合 4 労働金庫 5 信用農業協同組合連合会 6 信用漁業協同組合連合会 7 信用漁業協同組合連合会 8 農業協同組合 9 その他
 西新橋 1 本店 2 支店 3 出張所 4 代理店 5 本所 6 支所 7 当座預金 8 通知預金 9 その他
 1 2 3 4 5 6 7 1 1 2 1

支店名 (右の支店種別に該当がない場合は、支店種別を「9 その他」とし、支店名欄に種別まで記入) 口座番号又は記号番号
 1 2 3 4 5 6 7

D 氏名又は名称 (法人の場合、組織名と名称の間に1マスあけて記入。漢字・半角点は一マス目に「ガ」、「ハ」と記入) カナ補完区分
 ウケトリ ジロウ 1 補完有

漢字で記入して下さい (氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入。漢字・半角点は一マス目に「ガ」、「ハ」と記入) 漢字補完区分
 1 補完有 2 外字有 3 補完 4 外字有

住所 住所コードで記入して下さい (都、市、町、支庁、郡、村、小字コード) 住所補完区分
 1 3 0 0 3 0 7 0 7 2 2 - 2 1 補完有

郵便番号 電話番号 (市外局番、市内局番、加入者番号を左詰で記入) 代理受領者有無区分 共同所有者区分
 1 0 5 - 4 4 4 4 0 3 1 1 1 1 - 4 4 4 4 1 代理受領者なし 1 共同所有者有

申請人・届出人 (所有者) 申請代理人 印
 氏名又は名称 国税 太郎 氏名 国税 太郎
 住所 東京都千代田区霞が関 3-1-1-101 住所 東京都千代田区霞が関 3-1-1-101

代理受領者 氏名又は名称 受取 二郎 印
 住所 東京都港区虎ノ門 2-2-2 住所 東京都港区虎ノ門 2-2-2

申請日 平成 17 年 5 月 15 日 申請日 平成 17 年 5 月 16 日

運輸支局長 殿
 運輸監理部長 殿
 税務署長 殿

還付を受けようとする金額 自動車重量税還付申請書付表1のとおり

永久抹消登録申請の場合は実印になります。

《記入について》

各欄を左詰めで記入してください。

OCR 読取箇所 (上記の 部分) の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。

車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。

移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。

OCR 読取箇所の住所は、運輸支局や自動車検査登録事務所に備え付けられている住所コードブックにより、該当するコードを記入してください。

振込先口座は、代理受領者名義の口座となります。

代理人が還付金を受領する場合は、必ず使用済自動車の所有者が自署及び押印した委任状の提出が必要となります (9 ページ参照)

自動車重量税還付申請書 付表 3

(共同所有の場合用)

平成 17 年 5 月 16 日

共同所有者に関する事項	住 所	東京都千代田区霞が関 3-1-1-101	東京都千代田区霞が関 3-1-1-101		
	氏名又は 名称及び 代表者氏名	国税 太郎 ㊞	国税 花子 ㊞		
	電話番号	03-1111-1111	03-1111-1111		
	受領割合 (分数表記)	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	—	—
還付される税金の受取場所	銀行名等	銀行 支店・組合 農協・漁協	乙西 支店・組合 農協・漁協	銀行 支店・組合 農協・漁協	銀行 支店・組合 農協・漁協
		支店名等	本店・支店 本所・支所	霞が関 本店・支店 本所・支所	本店・支店 本所・支所
	預金の種類	預 金	普通 預 金	預 金	預 金
	口座番号		7 6 5 4 3 2 1		
	郵便貯金の 記号番号	-	-	-	-
	郵便局名	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局

永久抹消登録申請の場合
は実印を押印するとともに
印鑑証明書の提出が必要
となります。

C2

- 注意 1 この付表は、共同所有している自動車に係る還付申請の場合に必要な事項を記載の上、申請書と一緒に提出してください。
- 2 還付金の受領権限を委任する場合は、「共同所有者に関する事項」までを記載し、別途、還付金の受領権限を委任する旨の委任状を添付してください。
- 3 還付される税金の受取に当たって、銀行等の預金口座に振込みを希望する場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、郵便貯金の口座への振込みを希望する場合は、郵便貯金口座の記号番号を、郵便局窓口での受け取りを希望する場合は受け取りに便利な郵便局名を記載してください。

※整理欄	照会番号
------	------

※整理欄については記入不要です。

【登録自動車の場合】 委任状の記入例

《代理人が還付申請手続を行う場合に必要となる委任状》

委 任 状

受任者 氏名 **申請 一郎**
住所 **東京都港区虎ノ門1-1-1**

上記の者に下記自動車の { 1. 永久抹消登録申請
②. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請
3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請 } に関する権限を委任する。

自動車登録番号	車台番号
品川 57る1234	AB1-1234567

平成17年 5月6日

委任者(使用済自動車の所有者)
(フリガナ) 永久抹消登録申請の場合は実印になります。

氏名又は名称 国税 太郎 国税

住 所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

《代理人が還付金を受領する場合に必要な委任状》

委 任 状

受任者 氏名 **受取 二郎**
住所 **東京都港区虎ノ門2-2-2**

上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。

自動車登録番号	車台番号
品川 57る1234	AB1-1234567

平成17年 5月6日

委任者(使用済自動車の所有者)
(フリガナ)

氏名又は名称 国税 太郎 国税

住 所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

還付金の受領権限の委任状は、必ず使用済自動車の所有者の方が手書きで記入してください。全文をワープロなどで作成されたものは、還付金の受領権限の委任状として認められませんのでご注意ください。

御 ① 委任状は、委任者が自署・押印してください。
注 ② 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条(充当)及び
意 地方税法附則第9条の10(委託納付)の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付されるため、委任状の受任者に還付されないことがあります。

【軽自動車の場合】 所有者本人が還付申請する場合（所有者が法人の場合）の記入例

A 使用済自動車	C 振込先口座
車両番号：品川50あ1234 車台番号：XY1-1234567 移動報告番号：123456789123	金融機関名称：甲乙銀行 支店名：虎ノ門支店 口座種類：普通預金 口座番号：1234567
B 使用済自動車の所有者	
氏名：国税商事株式会社 代表者 国税 太郎 所在地：東京都千代田区霞が関2-1-3 郵便番号：100-2222 電話番号：03-1111-2222	

自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合は口にレを記入してください。以下は自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合の例示です。

レ 自動車検査証返納届出書 解体届出書 重量税還付申請書 軽第4号様式の3

A 業務種別 7 処理 1 例外 2 返納 3 重量税還付申請 4 5 6 7 車台番号

B 品川 50 あ 1234 123456789123 移動報告番号

自動車重量税還付申請欄（自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入して下さい）

氏名又は名称 法人の場合は氏と名の間に、法人の場合は組織名と名称の間に1マスあけて記入して下さい。フリガナを記入して下さい。（カタカナで記入。漢字・平仮名は同一マス目に「ガ」「バ」と記入）

2 個人 1 法人 代理受領者 有無区分 共同所有者区分

コクゼイシヨウジ カブシキガイシャ 国税商事株式会社

住所 住所コードで記入して下さい。（都、道、支庁、市区町村）

130010073 2 1-3

カナ補完区分 漢字補完区分 住所補完区分 郵便番号 電話番号

100-2222 03-1111-2222

金融機関種別 支店種別 口座種類 口座番号又は記号番号（左詰で記入）

1 銀行 2 本店 1 普通預金 1234567

金融機関名称 支店名

甲乙 虎ノ門

代理受領者

氏名又は名称 法人の場合は氏と名の間に、法人の場合は組織名と名称の間に1マスあけて記入して下さい。フリガナを記入して下さい。（カタカナで記入。漢字・平仮名は同一マス目に「ガ」「バ」と記入）

住所 住所コードで記入して下さい。（都、道、支庁、市区町村）

130010073 2 1-3

カナ補完区分 漢字補完区分 住所補完区分 郵便番号 電話番号

100-2222 03-1111-2222

届出者/申請者（所有者） 氏名又は名称 国税商事株式会社 代表者 国税 太郎 印

住所 東京都千代田区霞が関2-1-3

届出者（使用者） 氏名又は名称 国税商事株式会社 代表者 国税 太郎 印

住所 東京都千代田区霞が関2-1-3

申請代理人 氏名 印

住所

代理受領者 氏名又は名称 印

住所

軽自動車検査協会 殿
税務署長 殿
平成 17年 5月16日

解体報告記録がなされた年月日
平成 17年 5月15日

還付を受けようとする金額
自動車重量税還付申請書付表1のとおり

《記入について》

各欄を左詰めで記入してください。

OCR 読取箇所（上記の部分）の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。

車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下4桁を記入してください。

移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。

OCR 読取箇所の住所は、軽自動車検査協会の事務所等に備え付けられているコード番号一覧表により、該当するコードを記入してください。

振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。

自動車検査証返納に伴う解体届出を行う場合、所有者と使用者が同一の者であっても両方共に記名押印（法人の場合は代表者の押印）してください。
なお、届出者（使用者）欄について、使用者は押印に代えて署名することができます。

【軽自動車の場合】 代理人が還付申請手続を行う場合の記入例

A 使用済自動車	C 振込先口座
車両番号：品川50あ1234 車台番号：XY1-1234567 移動報告番号：123456789123	金融機関名称：甲乙銀行 支店名：虎ノ門支店 口座種類：普通預金 口座番号：1234567
B 使用済自動車の所有者	D 申請代理人
氏名：国税 太郎 所在地：東京都千代田区霞が関3-1-1-101 郵便番号：100-1111 電話番号：03-1111-1111	氏名：申請 一郎 住所：東京都港区虎ノ門1-1-1

自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合は□にレを記入してください。以下は自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合の例示です。

自動車検査証返納届出書 解体届出書 重量税還付申請書 軽第4号様式の3

A 業務種別 7 処理 1 例外 0 返納 0 重量税還付申請 0 車台番号 4567

B 品川 50 あ 1234 123456789123

自動車検査証返納届出書(自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入して下さい)

申請者 氏名又は名称 1 個人 1 代理人 1 共同所有者区分 有無区分 共有者区分

コクゼイ タロウ 国税 太郎 個人の場合は「1」を記入してください。 還付金を所有者本人が受け取る場合は「1」を記入してください。

住所 130010073 3 1-1-101

金融機関種別 1 支店種別 2 口座種類 1 口座番号又は記号番号 1234567

金融機関名称 甲乙 支店名 虎ノ門

代理人 氏名又は名称 申請 一郎

提出者/申請者(所有者) 氏名又は名称 国税 太郎 住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

届出者(使用者) 氏名又は名称 国税 太郎 住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

申請代理人 氏名 申請 一郎 住所 東京都港区虎ノ門1-1-1

代理受領者 氏名又は名称 住所

軽自動車検査協会 殿 税務署長 殿 平成 17年 5 月 6 日

解体報告記録がなされた年月日 平成 17年 5 月 5 日

還付を受けようとする金額 自動車重量税還付申請書付表1のとおり

代理人の押印が必要になります。

《記入について》

各欄を左詰めで記入してください。

OCR 読取箇所(左記の部分)の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。

車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下4桁を記入してください。

移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。

OCR 読取箇所の住所は、軽自動車検査協会の事務所等に備え付けられているコード番号一覧表により、該当するコードを記入してください。

振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。

代理人が還付申請手続を行う場合は、申請依頼書の提出が必要となります(16ページ参照)。申請依頼書に所有者の押印、還付申請書に代理人の押印が必要となります。

【軽自動車の場合】 代理人が還付金を受領する場合の記入例

A 使用済自動車	C 振込先口座
車両番号：品川50あ1234 車台番号：XY1-1234567 移動報告番号：123456789123	金融機関名称：ABC銀行 支店名：西新橋支店 口座番号：1234567
B 使用済自動車の所有者	D 代理受領者
氏名：国税 太郎 所在地：東京都千代田区霞が関3-1-1-101 郵便番号：100-1111 電話番号：03-1111-1111	氏名：受取 二郎 住所：東京都港区虎ノ門2-2-2 郵便番号：105-4444 電話番号：03-1111-4444

自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合は口にしを記入してください。以下は自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合の例示です。

レ 自動車検査証返納届出書 解体届出書 重量税還付申請書 軽第4号様式の3

A 業務種別 7 処理 1 再出力 2 再出力 3 再出力 4 再出力 5 再出力 6 再出力 7 再出力 8 再出力 9 再出力 10 再出力 11 再出力 12 再出力 13 再出力 14 再出力 15 再出力 16 再出力 17 再出力 18 再出力 19 再出力 20 再出力

B 車台番号 品川 50 あ 1234 移動報告番号 123456789123

C 金融機関種別 1 銀行 2 信用金庫 3 信用協同組合 4 信用組合 5 信用農業協同組合連合会 6 信用漁業協同組合連合会 7 信用漁業協同組合連合会 8 信用漁業協同組合連合会 9 信用漁業協同組合連合会 10 信用漁業協同組合連合会 11 信用漁業協同組合連合会 12 信用漁業協同組合連合会 13 信用漁業協同組合連合会 14 信用漁業協同組合連合会 15 信用漁業協同組合連合会 16 信用漁業協同組合連合会 17 信用漁業協同組合連合会 18 信用漁業協同組合連合会 19 信用漁業協同組合連合会 20 信用漁業協同組合連合会

D 氏名又は名称 国税 太郎 住所 130010073 3 1-1-101 電話番号 100-1111-03 1111-1111

申請代理人 氏名 国税 太郎 住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

代理受領者 氏名 受取 二郎 住所 東京都港区虎ノ門2-2-2

軽自動車検査協会 殿 税務署長 殿 平成 17年 5月 6日

解体報告記録がなされた年月日 平成 17年 5月 15日

還付を受けようとする金額 自動車重量税還付申請書付表1のとおり

《記入について》

各欄を左詰めで記入してください。

OCR 読取箇所(左記の部分)の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。

車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下4桁を記入してください。

移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。

OCR 読取箇所の住所は、軽自動車検査協会の事務所等に備え付けられているコード番号一覧表により、該当するコードを記入してください。

振込先口座は、代理受領者名義の口座となります。

代理人が還付金を受領する場合は、必ず使用済自動車の所有者が自署及び押印した委任状の提出が必要となります(16ページ参照)。

自動車検査証返納に伴う解体届出を行う場合、所有者と使用者が同一の者であっても両方共に記名押印してください。
 なお、届出者(使用者)欄について、使用者は押印に代えて署名することができます。

【軽自動車の場合】 共同所有者が還付申請する場合の記入例

A 使用済自動車	C 1 振込先口座	C 2 振込先口座
車両番号：品川50あ1234 車台番号：XY1-1234567 移動報告番号：123456789123	【国税太郎】 金融機関名称：甲乙銀行 支店名：虎ノ門支店 口座種類：普通預金 口座番号：1234567	【国税花子】 金融機関名称：乙丙銀行 支店名：霞が関支店 口座種類：普通預金 口座番号：7654321
B 使用済自動車の所有者（代表者）	D 共同所有者	
氏名：国税 太郎 住所：東京都千代田区霞が関3-1-1-101 郵便番号：100-1111 電話番号：03-1111-1111	氏名：国税 花子 住所：東京都千代田区霞が関3-1-1-101 郵便番号：100-1111 電話番号：03-1111-1111	

自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合は口にレを記入してください。以下は自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合の例示です。

《記入について》

各欄を左詰めで記入してください。

OCR 読取箇所(左記の部分)の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。

車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下4桁を記入してください。

移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。

OCR 読取箇所の住所は、軽自動車検査協会の事務所等に備え付けられているコード番号一覧表により、該当するコードを記入してください。

共同所有者のいずれか一人を代表として還付申請書に記入し、次ページの付表3には還付申請書に記入した者の「共同所有者に関する事項」までを記入し、他の共同所有者について記入します。

振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。

自動車重量税還付申請書 付表3

平成17年 5月16日

B

D

(共同所有の場合用)

共同所有者に関する事項	住所	東京都千代田区霞が関 3-1-1-101	東京都千代田区霞が関 3-1-1-101			
	氏名又は名称及び代表者氏名	国税 太郎 ㊟	国税 花子 ㊟			
	電話番号	03-1111-1111	03-1111-1111			
	受領割合 (分数表記)	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	—	—	
還付される税金の受取場所	預金口座に振り込みを希望する場合	銀行名等	協 行 金庫・組合 農協・漁協	乙西 金庫・組合 農協・漁協	協 行 金庫・組合 農協・漁協	協 行 金庫・組合 農協・漁協
		支店名等	本店・支店 本所・支所	霞が関 本店・支店 本所・支所	本店・支店 本所・支所	本店・支店 本所・支所
	預金の種類	預 金	普通 預 金	預 金	預 金	
	口座番号		7654321			
	その他の場合	郵便貯金の 記号番号	-	-	-	-
		郵便局名	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局

C2

- 注意 1 この付表は、共同所有している自動車に係る還付申請の場合に必要な事項を記載の上、申請書と一緒に提出してください。
 2 還付金の受領権限を委任する場合は、「共同所有者に関する事項」までを記載し、別途、還付金の受領権限を委任する旨の委任状を添付してください。
 3 還付される税金の受取に当たって、銀行等の預金口座に振り込みを希望する場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、郵便貯金の口座への振り込みを希望する場合は、郵便貯金口座の記号番号を、郵便局窓口での受け取りを希望する場合は受け取りに便利な郵便局名を記載してください。

※整理欄 照会番号

※整理欄については記入不要です。

【軽自動車の場合】 申請依頼書及び委任状の記入例

《代理人が還付申請を行う場合に必要となる委任状》

申請権限の依頼書は、返納届・解体の届出を共に行う場合、使用者と所有者の両名の記名押印が必要となります(同一の者の場合であっても同様です。)

申 請 依 頼 書

私は、今般 { 氏名 申請 一郎
住所 東京都港区虎ノ門1-1-1 } を代理人と定め、下記検査対象軽自動車の

- 1. 返納届及び解体の届出
- 2. 解体の届出
- 3. 返納届・解体の届出及び自動車重量税還付申請
- 4. 解体の届出及び自動車重量税還付申請

に関する手続きを委託します。

記

車 両 番 号	車 台 番 号
品川50あ1234	XY1-1234567


平成17年 5月16日


届出者(使用者)

(フリガナ) コクゼイ タロウ

届出者/申請者(所有者)

(フリガナ) コクゼイ タロウ

氏名又は名称 国税 太郎 

氏名又は名称 国税 太郎 

住 所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101住

所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

《代理人が還付金を受領する場合に必要な委任状》

委 任 状

還付金の受領権限の委任状は、必ず使用済自動車の所有者の方が手書きで記入してください。全文をワープロなどで作成されたものは、還付金の受領権限の委任状として認められませんのでご注意ください。

受任者 氏名 受取 二郎
住所 東京都港区虎ノ門2-2-2


上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。

車 両 番 号	車 台 番 号
品川50あ1234	XY1-1234567

平成17年 5月16日

委任者(使用済自動車の所有者)

(フリガナ) コクゼイ タロウ

氏名又は名称 国税 太郎 

住 所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101

- 御 ① 委任状は、委任者が自署・押印してください。
注 ② 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条(充当)及び
意 地方税法附則第9条の10(委託納付)の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付されるため、委任状の受任者に還付されないことがあります。

【共通】 還付申請書のOCR読取箇所に氏名などが記入しきれない場合の記入例

会社名が、「株式会社国税自動車販売システムサービスジャパン」の場合。

【登録自動車の場合の記入例】

■ 永久抹消登録申請書 解体届出書 自動車重量税還付申請書 第3号様式の3

業務種別 出張 処理 制限解除 重量税還付申請の有無 自動車登録番号 品川 57 る 1234 車台番号 1234567

自動車重量税還付申請欄 (自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入してください。)

氏名又は名称 (法人の場合、組織名と名称の間は1マスあけて記入して下さい。フリガナを記入して下さい(カタカナで記入。氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入。濁点・半濁点は同一マス目に「ガ」「バ」と記入。))

申請者 1 個人 2 法人 カブシキガイシャ コクゼイジドウシヤハンバイシステムサービスジャパン

漢字で記入して下さい(氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入。濁点・半濁点は同一マス目に「ガ」「バ」と記入)

株式会社 国税自動車販売システムサービスジャ

住所 住所コードで記入して下さい。(郵便番号) 130010073 (市区町村コード) 3 (支庁、道庁、支庁番号等) 1-1-101

郵便番号 電話番号

還付申請書のOCR読取箇所に記入しきれなかった部分を付表2に記入した場合には「1」補完有としてください。

自動車重量税還付申請書 付表2

(氏名又は名称のオーバーフロー、住所コードの設定のない場合用)

自動車登録番号(還付申請書の自動車登録番号を記入して下さい。)

品川 57 る 1234

申請者の氏名又は名称(還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。カタカナで記入して下さい。)

フリガナ

漢字 パン

申請者の住所(住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。)

住所

代理受領者の氏名又は名称(還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。カタカナで記入して下さい。)

フリガナ

漢字

代理受領者の住所(住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。)

住所

還付申請書のOCR読取箇所に記入しきれなかった部分以降を記入します。

《記入について》

軽自動車の場合についても各項目の記入は同じです。

【共通】 住所や所在地等が住所コード表に無い場合の記入例

住所が、東京都千代田区新町3丁目1番1号で「東京都千代田区」までが住所コードにあり、「新町」以降が住所コードに無い場合。

【登録自動車の場合の記入例】

■ 永く抹消登録申請書 解体届出書 自動車重量税還付申請書 第3号様式の3

業務種別 出張 処理 制限解除 重量税還付申請の有無 自動車登録番号 ② 車台番号

7 解体届出 (解体) 1 訂正 2 復元 3 担当職託 0 なし 品川 5 7 る 1 2 3 4 1 2 3 4 5 6 7

自動車重量税還付申請欄 (自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入してください。)

⑩ 氏名又は名称 (法人の場合、組織名と名称の間は1マスあけて記入して下さい。)
 1 個人 フリガナを記入して下さい(カタカナで記入。氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入。濁点・半濁点は同一マス目に「ガ」「バ」と記入。) カタカナ補充区分
 2 法人 コクゼイ タロウ 漢字補充区分
 1 1 補充年
 2 2 外字有
 3 3 補充、
 外字有
 住所補充区分
 1 1 補充有

⑪ 住所 1 3 0 0 3 0 0 0 0 (番、号、番地、棟番号等) 丁目 ローマ字記入時は下線をマークして下さい

⑫ 郵便番号 ⑬ 電話番号 (市外局番、市内局番、加入者番号を左詰で記入) ⑭ 代理受領者有無区分 ⑮ 共同所有者区分

東京都千代田区までの住所コードを記入してください。

自動車重量税還付申請書 付表2

名称のオーバーフロー、住所コードの設定のない場

住所がコード表に該当がなく、付表2に該当のない部分を記入した場合は、「1」補完有としてください。

自動車登録番号(還付申請書の自動車登録番号を記入して下さい。)

品川 5 7 る 1 2 3 4

申請者の氏名又は名称(還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。)

カタカナで記入して下さい。

フリガナ

漢字

申請者の住所(住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。)

住所 新町3丁目1番1号

代理受領者の氏名又は名称(還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。)

カタカナで記入して下さい。

フリガナ

漢字

代理受領者の住所(住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。)

住所

《記入について》

軽自動車の場合についても各項目の記入は同じです。
 登録自動車の場合で住所が運輸支局や自動車検査登録事務所に備え付けられている「住所コードブック」に該当がない場合は、還付申請書に該当する部分(県や市)までのコード番号を記入するとともに、町村コード欄が空欄となる場合には町村コード欄に「0(ゼロ)」を記入し、該当のない部分以降を付表2に記入して還付申請書と併せて提出してください。
 軽自動車の場合で住所が軽自動車検査協会の事務所等に備え付けられている「コード番号一覧表」に該当がない場合は、還付申請書に該当する都道府県コード番号のみを記入するとともに、市区郡コード欄、町村コード欄及び小字コード欄に「0(ゼロ)」を記入し、都道府県以外の住所を付表2に記入して還付申請書と併せて提出してください。

【共通】 郵便局窓口で還付金の受取りを希望する場合の記入例

受取郵便局名：虎ノ門中央郵便局

【登録自動車の場合の記入例】

郵便局の場合は「0」を記入します。

金融機関名称 (右の金融機関種別に該当がない場合は、金融機関種別を「9 その他」とし、金融機関名称欄に種別まで記入。)										金融機関種別 0 郵便局 3 信用組合 6 農業協同組合 9 その他 1 銀行 4 労働金庫 7 信用漁業協同組合連合会 2 信用金庫 5 信用農業協同組合連合会 8 漁業協同組合
虎ノ門中央										
支店名 (右の支店種別に該当がない場合は、支店種別を「9 その他」とし、支店名欄に種別まで記入。)										
口座番号又は記号番号										支店種別 1 支店 2 代理店 3 支所 9 その他
										口座種類 1 普通預金 3 納税準備預金 5 別段預金 9 その他 2 当座預金 4 通知預金 6 貯蓄預金

《記入について》

軽自動車の場合についても各項目の記入は同じです。

【共通】 郵便貯金の口座へ還付金の振込みを希望する場合の記入例

郵便貯金総合通帳 (ば・る・る)

記号：1 2 3 4 0

番号：1 2 3 4 5 6 7 1

【登録自動車の場合の記入例】

郵便局の場合は「0」を記入します。

金融機関名称 (右の金融機関種別に該当がない場合は、金融機関種別を「9 その他」とし、金融機関名称欄に種別まで記入。)										金融機関種別 0 郵便局 3 信用組合 6 農業協同組合 9 その他 1 銀行 4 労働金庫 7 信用漁業協同組合連合会 2 信用金庫 5 信用農業協同組合連合会 8 漁業協同組合
支店名 (右の支店種別に該当がない場合は、支店種別を「9 その他」とし、支店名欄に種別まで記入。)										
口座番号又は記号番号										支店種別 1 本店 3 出張所 5 本所 9 その他 2 支店 4 代理店 6 支所
1 2 3 4 0 1 2 3 4 5 6 7 1										口座種類 1 普通預金 3 納税準備預金 5 別段預金 9 その他 2 当座預金 4 通知預金 6 貯蓄預金

記号部分
(5桁)

番号部分
(2~8桁)

《記入について》

軽自動車の場合についても各項目の記入は同じです。

郵便貯金の記号は5桁ですが、番号は2桁から8桁までありますので、記号と番号をつなげた7桁から13桁を左詰めで記入してください。なお、郵便貯金総合通帳「ば・る・る」の口座以外は振込みできません。

使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります(代理人が還付金の受領権限を委任された場合はその代理人名義の口座となります。)

【共通】 交付される自動車重量税還付申請書付表1について

3ページの記入例による還付申請書を提出した際に受付窓口から交付される還付申請書付表1は、次のようになります。

(申請者用)

自動車重量税還付申請書付表1

平成17年 5月16日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。

自動車登録番号	品川57る1234	車台番号	AB1-1234567
還付を受けようとする金額	6,300円		
申請者	氏名又は名称	コクセイ タロウ	
		国税 太郎	
	郵便番号	100-1111	
	住所	東京都千代田区霞が関3-1-1-101	
	電話番号	03-1111-1111	

振込先口座	金融機関名・支店名	甲乙銀行虎ノ門支店
	口座種類	普通預金
	口座番号	1234567

還付を受けようとする金額の計算方法
 納付された自動車重量税相当額 × 確定日(租税特別措置法施行令第五十一条の二第三項)の翌日を起算日として自動車検査証の有効期間の満了日までの月数(一月未満切捨て) ÷ 自動車検査証の有効期間の月数 = 3,800円 × 4月 ÷ 24月
 (参考) 納付された自動車重量税額 37,800円、自動車検査証の有効期間の月数 24ヶ月、
 確定日 平成17年 5月16日、自動車検査証の有効期間の満了日 平成17年 9月30日

還付申請書の記載を要しない
これらの事項について十分に
確認してください。

《お知らせ》後日、所轄税務署から申請書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、本表は大切に保管してください。また、所轄税務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等ありましたら所轄税務署までお問合せ下さい。なお、所轄税務署は申請者の住所地等を管轄する税務署となります。

上記還付申請書付表1は、あらかじめ記載するものではなく還付申請書を提出することによって、受付窓口において交付されます。還付申請書付表1には還付申請内容に基づいて計算した「還付を受けようとする金額」が計算方法と併せて記載されていますので、内容をその場で確認していただき、誤りが無ければ同内容での申請となります。

なお、交付された還付申請書付表1は申請内容の控えとなりますので還付金を受け取るまで大切に保管しておいてください。

《 参考 》

還付申請書付表1の「確定日」は、自動車の区分及び道路運送車両法の手続に応じて次のようになります。

区 分	道路運送車両法の手続	確 定 日
登録自動車	永久抹消登録申請	永久抹消登録日
	一時抹消登録をしている登録自動車の解体届出	「一時抹消登録日」と「報告受領日」のいずれか遅い日
軽自動車	自動車検査証の返納を伴う解体届出	自動車検査証の返納日
	自動車検査証の返納をしている軽自動車の解体届出	「自動車検査証の返納日」と「報告受領日」のいずれか遅い日

報告受領日とは、「使用済自動車を引き取ったことが引取業者から(財)自動車リサイクル促進センターに報告された」ことを国土交通大臣が同センターから報告を受けた日をいいます。通常、引取業者が同センターに報告をした日の翌日になりますが、翌日が土日、祝日、年末年始などの閉庁日となる場合は、その翌日となります。

【共通】 お問い合わせ先について

《 登録自動車に係る還付申請手続のお問い合わせ先 》

運輸局・運輸支局等	電話番号
北海道運輸局	011(290)2751
札幌運輸支局	011(731)7169
函館運輸支局	0138(49)5700
室蘭運輸支局	0143(44)4026
帯広運輸支局	0155(33)3281
釧路運輸支局	0154(51)2521
北見運輸支局	0157(24)7581
旭川運輸支局	0166(51)5362
東北運輸局	022(791)7533
宮城運輸支局	022(235)2511
福島運輸支局	024(546)0341
〃 いわき自動車検査登録事務所	0246(27)6151
岩手運輸支局	019(637)2911
青森運輸支局	017(739)1503
〃 八戸自動車検査登録事務所	0178(20)3161
山形運輸支局	023(686)4713
〃 庄内自動車検査登録事務所	0235(66)4118
秋田運輸支局	018(863)5815
北陸信越運輸局	025(244)6114
新潟運輸支局	025(285)3121
〃 長岡自動車検査登録事務所	0258(22)1131
長野運輸支局	026(243)5355
〃 松本自動車検査登録事務所	0263(58)3180
石川運輸支局	076(291)7851
富山運輸支局	076(423)6610
関東運輸局	045(211)7253
東京運輸支局	03(3458)9235
〃 足立自動車検査登録事務所	03(3884)1512
〃 練馬自動車検査登録事務所	03(3931)1178
〃 多摩自動車検査登録事務所	042(523)2455
〃 八王子自動車検査登録事務所	0426(91)6361
神奈川運輸支局	045(939)6804
〃 相模自動車検査登録事務所	046(285)0085
〃 川崎自動車検査登録事務所	044(287)7557
〃 湘南自動車検査登録事務所	0463(54)8908
千葉運輸支局	043(242)7337
〃 習志野自動車検査登録事務所	047(462)6501
〃 袖ヶ浦自動車検査登録事務所	0438(63)5591
〃 野田自動車検査登録事務所	04(7121)0111
山梨運輸支局	055(261)0881
埼玉運輸支局	048(624)1033
〃 熊谷自動車検査登録事務所	048(532)8121
〃 春日部自動車検査登録事務所	048(763)5511
〃 所沢自動車検査登録事務所	042(998)1600
群馬運輸支局	027(263)4412
茨城運輸支局	029(247)5118
〃 土浦自動車検査登録事務所	0298(42)8111
栃木運輸支局	028(658)7012
〃 佐野自動車検査登録事務所	0283(21)3720

運輸局・運輸支局等	電話番号
中部運輸局	052(952)8041
愛知運輸支局	052(351)5316
〃 西三河自動車検査登録事務所	0565(52)2417
〃 小牧自動車検査登録事務所	0568(73)4131
〃 豊橋自動車検査登録事務所	0532(32)8821
静岡運輸支局	054(261)1193
〃 沼津自動車検査登録事務所	055(967)1177
〃 浜松自動車検査登録事務所	053(421)5051
岐阜運輸支局	058(279)3711
〃 飛騨自動車検査登録事務所	0577(36)1221
三重運輸支局	059(234)8416
福井運輸支局	0776(34)1603
近畿運輸局	06(6949)6451
大阪運輸支局	072(822)3295
〃 なにわ自動車検査登録事務所	06(6612)7201
〃 和泉自動車検査登録事務所	0725(41)3930
京都運輸支局	075(681)9761
奈良運輸支局	0742(61)6435
滋賀運輸支局	077(585)7251
和歌山運輸支局	073(422)2154
神戸運輸監理部兵庫陸運部	078(453)1100
〃 姫路自動車検査登録事務所	0792(31)4800
中国運輸局	082(228)9141
広島運輸支局	082(233)9168
〃 福山自動車検査登録事務所	084(934)1333
鳥取運輸支局	0857(22)4119
島根運輸支局	0852(37)1319
岡山運輸支局	086(273)2111
山口運輸支局	083(922)5334
四国運輸局	087(835)6368
香川運輸支局	087(882)1356
徳島運輸支局	088(641)4812
愛媛運輸支局	089(956)1562
高知運輸支局	088(866)7312
九州運輸局	092(472)2536
福岡運輸支局	092(673)1192
〃 北九州自動車検査登録事務所	093(473)0481
〃 久留米自動車検査登録事務所	0942(21)9291
〃 筑豊自動車検査登録事務所	0948(82)3380
佐賀運輸支局	0952(30)7273
長崎運輸支局	095(839)4748
〃 佐世保自動車検査登録事務所	0956(31)8048
〃 厳原自動車検査登録事務所	0920(52)0829
熊本運輸支局	096(369)3189
大分運輸支局	097(558)2118
宮崎運輸支局	0985(51)3825
鹿児島運輸支局	099(261)9193
〃 大島自動車検査登録事務所	0997(52)0757
沖縄総合事務局(車両安全課)	098(862)1453
陸運事務所	098(875)3388
〃 宮古支所	09807(2)4990
〃 八重山支所	09808(2)4772

《 軽自動車に係る還付申請手続のお問い合わせ先 》

主管事務所・事務所等	電話番号
札幌主管事務所	011(763)0996
函館事務所	0138(48)2500
旭川事務所	0166(52)3762
室蘭事務所	0143(46)1557
釧路事務所	0154(51)0881
帯広事務所	0155(33)3999
北見事務所	0157(24)1419
宮城主管事務所	022(284)1368
青森事務所	017(739)6568
岩手事務所	019(639)8011
秋田事務所	018(862)3270
山形事務所	023(686)6080
〃 庄内支所	0235(68)1350
福島事務所	024(546)3222
〃 いわき支所	0246(44)4660
東京主管事務所	03(3472)1561
〃 足立支所	03(3897)5675
〃 八王子支所	042(557)6262
〃 多摩支所	042(525)4360
茨城事務所	029(293)9989
〃 土浦支所	0298(43)3535
栃木事務所	028(645)5161
〃 佐野支所	0283(20)6116
群馬事務所	027(261)4621
埼玉事務所	048(725)2626
〃 所沢支所	049(258)8011
〃 熊谷支所	048(574)1662
千葉事務所	043(245)0163
〃 袖ヶ浦支所	0438(63)2844
〃 野田支所	04(7120)2020
神奈川事務所	045(938)7752
〃 湘南支所	0463(54)8825
〃 相模支所	0467(78)8840
山梨事務所	055(262)7269
新潟主管事務所	025(275)5845
〃 長岡支所	0258(22)0555
富山事務所	076(423)8472
石川事務所	076(269)4747
長野事務所	026(244)4563
〃 松本支所	0263(58)4055
愛知主管事務所	052(833)3551
〃 豊橋支所	0532(34)3311
〃 三河支所	0564(53)5144
〃 小牧支所	0568(75)3464

主管事務所・事務所等	電話番号
福井事務所	0776(38)1509
岐阜事務所	058(279)1134
静岡事務所	054(262)0540
〃 浜松支所	053(435)3945
〃 沼津支所	055(988)3847
三重事務所	059(234)8431
大阪主管事務所	06(6612)1565
〃 高槻支所	072(661)5877
〃 和泉支所	072(273)1561
滋賀事務所	077(585)7103
京都事務所	075(671)0928
奈良事務所	0742(61)2011
和歌山事務所	073(433)4655
兵庫事務所	078(927)3648
〃 姫路支所	0792(31)4101
広島主管事務所	082(503)8475
〃 福山支所	084(934)4887
鳥取事務所	0857(28)7001
島根事務所	0852(37)0539
岡山事務所	086(245)3600
山口事務所	083(924)0542
香川主管事務所	087(870)6676
徳島事務所	088(641)4848
愛媛事務所	089(975)6730
高知事務所	088(842)5734
福岡主管事務所	092(641)8926
〃 北九州支所	093(474)3301
〃 久留米支所	0942(21)5680
〃 筑豊支所	0948(82)3508
佐賀事務所	0952(30)4078
長崎事務所	095(839)1900
〃 佐世保支所	0956(32)5865
〃 巖屋分室	0920(52)3587
熊本事務所	096(369)5979
大分事務所	097(523)0646
宮崎事務所	0985(51)3050
鹿児島事務所	099(262)0606
〃 大島分室	0997(53)2808
沖縄事務所	098(877)6879
〃 宮古分室	09807(4)3507
〃 八重山分室	09808(4)3233

奈良事務所は平成16年10月12日から、0743(58)3018に変更になります。

《 還付制度に関する一般的なお問い合わせ先 》

住所地等を管轄する国税局消費税課にお問い合わせください。

国税局	管轄都道府県	電話番号
札幌国税局	北海道	011(231)5011(代表)
仙台国税局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022(263)1111(代表)
関東信越国税局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県	048(600)3111(代表)
東京国税局	千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	03(3216)6811(代表)
金沢国税局	富山県、石川県、福井県	076(231)2131(代表)
名古屋国税局	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	052(951)3511(代表)

国税局	管轄都道府県	電話番号
大阪国税局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	06(6941)5331(代表)
広島国税局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082(221)9211(代表)
高松国税局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	087(831)3111(代表)
福岡国税局	福岡県、佐賀県、長崎県	092(411)0031(代表)
熊本国税局	熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	096(354)6171(代表)
沖縄国税事務所(間税課)	沖縄県	098(867)3101(代表)

還付制度に関する一般的な事項については、リーフレット「使用済自動車に係る自動車重量税廃車還付制度について」を参考としてください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>